

鹿 児 島 県 公 報

平成28年6月21日（火）第3222号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 1
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 2
- 鹿児島県吏員恩給条例の一部を改正する条例（※）（総務事務センター取扱い） 9
- 鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 9
- 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 11
- 鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（※）（介護福祉課取扱い） 12
- 公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例（※）（生活安全企画課取扱い） 13

条 例

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第30号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年鹿児島県条例第26号）の

一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,000円と4円88銭」を「375,500円と5円2銭」に改める。

第13条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第31号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第75条」を「第83条」に、
「第7節 自動車取得税（第76条—第83条）」を
「第7節の2 軽油引取税（第84条—第97条の9）」

「第7節 軽油引取税（第84条—第97条の9）」に改める。

第3条第1号中 「自動車取得税
軽油引取税」 を「軽油引取税」に改める。

第7条第2項第1号中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第9条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条中「、自動車取得税証紙」を削る。

第32条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第36条第1項第2号及び第37条第1項第2号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第38条第2項中「又は保険業」を「、保険業又は貿易保険業」に改める。

第39条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第2章第7節の節名を削る。

第69条から第83条までを次のように改める。

第69条から第83条まで 削除

第2章第7節の2を同章第7節とする。

第98条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第98条 自動車税は、自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他令第44条の2に規定する自動車を取得した者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第98条の次に次の1条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第98条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第44条の2に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、同法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を最初に、県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第100条本文中「自動車税」を「種別割」に改め、同条ただし書中「第8号」を「第7号」に改め、同条第4号中「公的医療機関」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の開設する病院又は診療所（第100条の9第2号において「公的医療機関」という。）」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号中「身体障害者等」の次に「（身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難

な者で規則で定めるものをいう。第100条の9及び第106条の2第1項において同じ。）又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものをいう。第100条の9及び第106条の2第1項において同じ。）をいう。第100条の9及び第106条の2第1項において同じ。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条の次に次の8条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第100条の2 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として規則で定めるところにより算定した金額（第100条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第100条の3 法第157条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第157条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

（環境性能割の免税点）

第100条の4 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第100条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第100条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号及び第105条において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第100条の7 環境性能割の納税義務者は、前条第1項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に県が発行する自動車税証紙（以下この条及び第104条において「証紙」という。）を貼つてしなければならない。この場合においては、知事の指定する証紙代金収納計器（第3項及び第104条において「収納計器」という。）で証紙の額面金額に相当する金額の収納印の押印を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、前項の規定により難しい事由があるときは、同項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に納税済印を押すものとする。

3 第1項後段の収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第100条の8 環境性能割の納税義務者で、第100条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた者は、10万円以下の過料に処する。

2 第13条第2項の規定は、前項の過料について準用する。

（環境性能割の減免）

第100条の9 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得者に対しては、環境性能割を減免することができる。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車及び血液事業又は巡回診療の用に供する自動車
- (2) 公的医療機関の救急自動車及びへき地巡回診療のために使用する自動車
- (3) 身体障害者等が取得した自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 専ら当該身体障害者等が運転する自動車
 - イ 専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車
 - ウ 専ら当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この号及び第106条の2第1項第2号ウにおいて同じ。）の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車
- (4) 構造上身体障害者等の利用に供する自動車
- (5) 専ら身体障害者が運転するために構造の変更がなされた営業用の自動車第3号アに掲げる自動車以外のもの

第101条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第3号ア(7)中「一般乗合用のもの（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以

下自動車税について同様とする。)」を「一般乗合用バス（法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バスをいう。(イ)及び附則第17条において同じ。)」に改め、同号ア(イ)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同号イ中「自家用」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号ウ中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第102条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第103条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に、「規定によつて」を「規定により」に、「方法により」を「方法によつて」に改める。

第104条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「第150条第1項」を「第177条の10第1項」に、「自動車税」を「種別割」に、「同項」を「第102条に規定する種別割」に改め、同条第3項中「自動車税の」を「種別割の」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「地方税法施行規則第9条の2に規定する」を「規則で定める」に、「自動車税証紙（以下この項及び次項において「証紙」という。）をはりつけて」を「証紙を貼り付けて」に、「には」を「においては」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に、「によつて」を「により、」に改め、同条第5項中「によつて自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に、「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第105条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）又は移転登録」に、「地方税法施行規則第9条の2に規定する」を「規則で定める」に改め、同項第5号中「第145条第3項」を「第146条第3項」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録」を「新規登録、変更登録又は移転登録」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第145条第2項」を「第147条第1項」に改め、「の各号」を削る。

第106条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「第145条第2項」を「第147条第1項」に、「前条」を「前条」に、「によつて」を「により」に、「理由」を「事由」に改める。

第106条の2（見出しを含む。）及び第107条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第107条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条本文中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に、「第165条第1項」を「第177条の19第1項」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「法第13条の2第1項の規定により」を加え、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の2中「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

附則第6条の2の2第1項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第6条の2の3中「100分の5」を「100分の2.9」に改める。

附則第6条の3の3及び第6条の3の4を次のように改める。

第6条の3の3及び第6条の3の4 削除

附則第10条から第13条までを次のように改める。

第10条から第13条まで 削除

附則第13条の2を削る。

附則第16条の2の次に次の3条を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第16条の3 法附則第12条の2の10に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの維持のため行う補助を受けて運行する路線その他規則で定める路線とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第16条の4 法附則第12条の2の12の規定の適用を受ける自動車税の環境性能割の課税標準は、第100条の2の規定にかかわらず、法附則第12条の2の12の規定により算定される金額とする。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第16条の5 法附則第12条の2の11の規定の適用を受ける営業用の自動車に対する第100条の3の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第17条の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「掲げる自動車（」の次に「法第149条第1項第1号に規定する」を、「電気自動車、」の次に「同項第2号に規定する」を、「天然ガス自動車、」の次に「法附則第12条の3第1項に規定する」を加え、「（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。）」を「、同項に規定する」に改め、「（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。）」を削り、「電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）」を「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車並びに一般乗合用バス」に、「平成28年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に改め、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に改め、「道路運送車両法第7条第1項に規定する」を削り、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年

を経過した日の属する年度」に改め、同条第2項及び第3項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成27年度」を「には、平成29年度」に、「に限り、当該自動車」が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合に「あつては平成28年度分の自動車税」を「の種別割」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第4条 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第6条 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和61年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

（原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年鹿児島県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

（地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第8条 地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年鹿児島県条例第4

号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り，附則第 3 項を附則第 2 項とする。

.....

鹿児島県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第32号

鹿児島県吏員恩給条例の一部を改正する条例

鹿児島県吏員恩給条例（昭和26年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第41条本文中「終り」を「終わり」に，「まで」を「まで，」に改め，同条ただし書中「但し，刑の執行猶予の言渡し」を「ただし，刑の全部の執行猶予の言渡し」に，「その言渡しを」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは，その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けなくなつた月の翌月以降は，これを停止しないで，これらの言渡しを猶予の期間中に」に，「取消」を「，取消し」に，「終り」を「終わり」に，「まで」を「まで，」に改める。

第61条第 1 項本文中「終り」を「終わり」に，「まで」を「まで，」に改め，同項ただし書中「但し刑の執行猶予の言渡し」を「ただし，刑の全部の執行猶予の言渡し」に，「その言渡しを」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは，その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けなくなつた月の翌月以降は，これを停止しないで，これらの言渡しを猶予の期間中に」に，「取消」を「取消し」に，「終り」を「終わり」に，「まで」を「まで，」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第33号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし，同項に見出しとして「（施行期日）」を付し，附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（職員資格に関する特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において，別表 1 の項(1)本文の規定により置かなければならない職員の数 が 1 人となる場合には，当分の間，同表 2 の

- 項(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、同表1の項(1)の規定により置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 3 別表2の項(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。
- 4 別表2の項(2)の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表2の項(1)、(2)及び(4)の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表1の項(1)の規定により置くものとされる職員数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	別表2の項(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	別表2の項(2)の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	別表2の項(1)、(2)及び(4)の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条

例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

.....

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第34号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第45条第8号イの表2階の部避難用の項及び3階の部避難用の項中「同条第3項第2号，第3号及び第9号」を「同条第3項第3号，第4号及び第10号」に改め，同表4階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）」に，「同条第3項第2号，第3号及び第9号」を「同条第3項第3号，第4号及び第10号」に改める。

附則第2条の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付し，同条を次のように改める。

第2条 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については，当分の間，当該保育所に勤務する保健師，看護師又は准看護師を，1人に限り，保育士とみなすことができる。

附則第5条を附則第9条とする。

附則第4条中「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」を「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令」に改め，同条を附則第8条とする。

附則第3条の前の見出しを削り，同条を附則第7条とし，同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第2条の次に次の4条を加える。

第3条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第2項ただし書の規定は，適用しないことができる。この場合において，同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは，当該保育士に加えて，知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

を置かなければならない。

第4条 前条の事情に鑑み、当分の間、第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第5条 附則第3条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第6条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第2条又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第2項本文の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第3条から第6条までの規定は、平成28年4月1日から適用する。

.....

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第35号

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「までに掲げる記録にあつては、5年間）」との次に「、省令第177条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合」とあるのは「知事が必要と認める場合」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第36号

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成11年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第4条の2」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。